

地方議会の役割及び議員の職務の明確化等を内容とする地方自治法の改正について

国会提出日：令和5(2023)年3月3日

成立日：令和5(2023)年4月26日

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の概要

地方議会の活性化並びに地方公共団体の運営の合理化及び適正化を図るため、地方議会の役割及び議員の職務の明確化、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする規定の整備、公金事務の私人への委託に関する制度の見直し等を行う。

1. 地方議会の役割及び議員の職務等の明確化等

① 地方議会の役割及び議員の職務等の明確化

- 多様な層の住民の地方議会への参画を促進する観点から、地方議会の役割や議員の職務等について、法律上明確化する。

② 請願書の提出等のオンライン化

- 地方議会に対する住民からの請願書の提出や国会に対する地方議会からの意見書の提出など地方議会に係る手続（※）について、一括してオンライン化を可能とする。

※現行法上、住民と議会、議会と国会等の間の手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の適用対象外。

2. 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給

3. 公金事務の私人への委託に関する制度の見直し

【施行期日】

1 ①：公布の日（令和5年5月8日）

1 ②、2及び3：令和6年4月1日

（総務省資料を基に作成）

地方自治法改正後の地方議会の役割、議員の職務の明確化等に係る規定

地方議会に係る憲法の規定

第九十三条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。
② 地方公共団体の（略）議会の議員（略）は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

地方議会の役割等に係る地方自治法の規定

<法改正前>

第八十九条 普通地方公共団体に議会を置く。



<法改正後>

第八十九条 普通地方公共団体に、その議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもつて組織される議会を置く。

② 普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。

③ 前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。

(太字下線が改正により条文に新たに追加された部分)

国会の役割等に係る憲法の規定

第四十一条 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

第四十二条 (略)

第四十三条 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

② (略)

地方議会の役割等を地方自治法に明文化する意義（本会の主張）

令和4年4月13日第33次地方制度調査会第3回専門小委員会提出資料21頁
（柴田正敏本会会長（秋田県議会議長）が出席し説明を行った資料）

地方議会の位置付け等を明文化する意義

- 地方公共団体の意思決定を行う地方議会の位置付け等を地方自治法に明文化することは次の3つの重要な意義を持つ。
 - ・ 議会とは何かを住民にしっかり御理解いただく。
 - ・ 議員がその重い責任をさらに強く自覚する。
 - ・ 女性や若者など多様な人材の議会への参画を図る。



- 三議長会は、この地方自治法の改正を契機として、多様な人材が参画する活力ある地方議会の実現に向け取り組む所存。

地方自治法改正による議会に係る手続のオンライン化

デジタル化をめぐる課題

- 行政機関への申請や行政機関からの処分通知など行政機関等の手続は「デジタル手続法」によりオンライン化が可能だが、この行政機関等には議会が含まれないため、議会に係る手続は文書で行う必要



令和4(2022)年12月・第33次地方制度調査会答申

- 多様な住民が議会に関わる機会を広げる観点や、議会運営の合理化を図る観点から、請願書の提出や、国会に対する意見書の提出など、住民と議会、議会と国会等の間で行われる法令上の手続について、一括して、オンラインにより行うことを可能とすべきことを提言

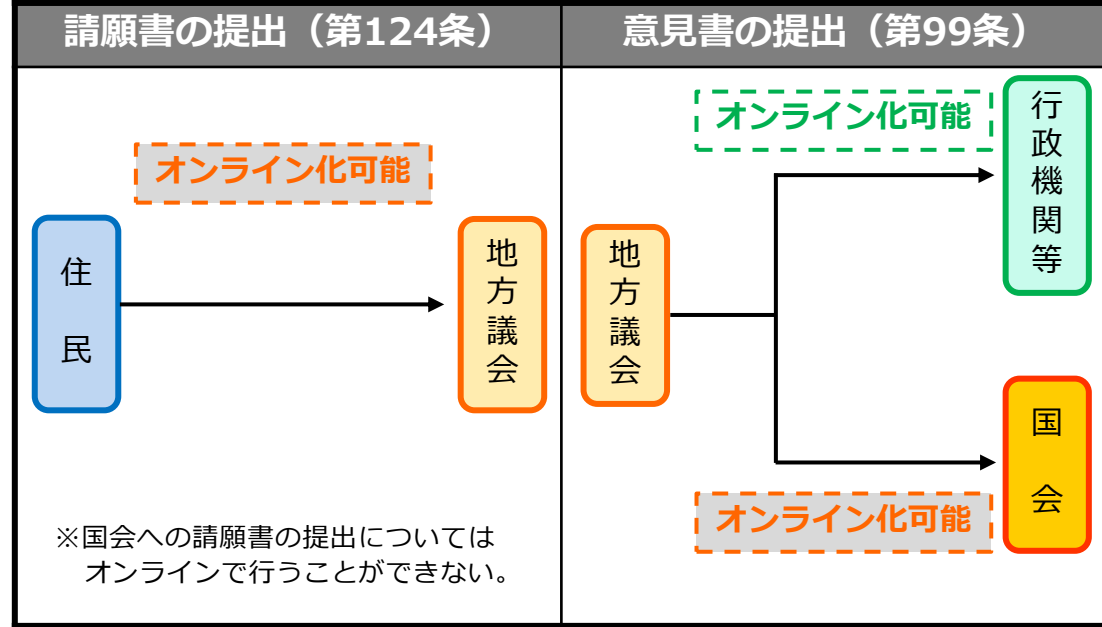


令和5(2023)年4月・地方自治法の改正

- 地方自治法改正案が国会に提出され、令和5(2023)年4月に成立。オンラインで行うことが可能とされた(令和6(2024)年4月1日施行)。



- 法改正及び答申を踏まえ、各議会においてオンライン化に対応する会議規則改正等について検討



デジタル手続法 (情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律) によりオンライン化が可能とされている手続

地方自治法改正によりオンライン化が可能とされた手続

▼上記以外でオンライン化が可能となった地方自治法上の手続の例

第100条第15項	議員から議長への政務活動費に係る収支及び支出の報告書の提出
第109条第6項 第112条第1項	議員又は委員会から議会への議案の提出
第137条	議長から欠席議員に対する招状の発出